

**山内委員長記者会見のポイント**  
(第 242 回 (12 月 17 日) 郵政民営化委員会終了後)

**1. 本日の委員会議事について**

**【株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出について】**

- ・ 郵政民営化法上、かんぽ生命に課された配慮義務について、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針（令和 3 年 10 月）」に則り、かんぽ生命保険から提出された収支の見込み等を含む書面をもとに、また外部からの意見聴取も実施し、調査審議した結果、委員会として、その実施については問題ないと判断した。
  
- ・ なお、かんぽ生命保険に対しては、委員会として、次の点を求めたいと考えている。
  - 1 つ目は、募集管理態勢については、かんぽ生命保険の保険商品の不適正募集問題を踏まえ、高齢の顧客に対しては、家族の同席を必須とするなど、業務改善計画の改善策を実施中であるが、今後も確実に実施していくこと。
  - 2 つ目は、業務開始後においても、適切な確認・検証等を行う場合に備え、今回届出があった新規業務に関する年間販売状況を当委員会に報告すること。
  
- ・ 委員会としては、かんぽ生命保険の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要があれば、委員会において確認や検証等を行うことについて検討したいと考えている。

**2. 委員会の質疑応答等について**

**【株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出について】**

- ・ 「委員会の考え方として、金融 2 社の株式処分について、ユニバーサルサービスへの影響を勘案しつつ、(できる限り) 早期に行うことが明記されており、これで進めてよい。」との意見があった。
  
- ・ 「提出された資料を見ると、かんぽ生命が、新しい商品を出したとしても、民業を圧迫するとは思わない。一方、『暗黙の政府保証』があるとの誤解があるようなので、誤解の払拭に努めてもらいたい。」との意見があった。
  
- ・ 「今回は届出制移行後初の案件であり、ヒアリングなど手続を十分踏んで、当委員会の考え方を作成したものであり、これで進めてよい」との意見があった。
  
- ・ 各委員からは、実施については問題なく、かんぽ生命に 2 点を求めること及び配布資料「当委員会の考え方」に賛成とのことだった。

### 3. 記者との質疑模様

- ・（「暗黙の政府保証」払拭のために、委員会として何らかのアクションが必要ではないか、と問われ、）かんぽ生命のリーフレットには、政府保証はないと明記している。事務局で検討の上、委員会としてできることをやっていくこととなる。
- ・（「暗黙の政府保証」はないということについて、これまでの委員会、金融庁、国会での議論をもう一度示して、委員会として「暗黙の政府保証」はないというこれまでの見解を踏襲していることを確認すべきではないか、と問われ、事務局の回答）本日の資料の「当委員会の考え方」の通番3で、暗黙の政府保証は誤解に基づくものであり、誤解は払拭されなければならないと明記している。これは、このことを明記したこれまでの所見、最も新しいものでは平成27年の所見を踏襲していたものである。
- ・（かんぽ生命が今回の新商品を皮切りに第三分野へ参入することの意義や期待をお話いただきたい、と問われ、）以前も申し上げたが、かんぽ生命が新しい分野に出て行くことは社会のためになると考えている。その際には、我々としては今回議論したように競争上の状況や利用者に確実に利益をもたらすかということについて確認することとなる。